

京都市告示第700号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
熊野神社	京都市左京区聖護院山王町43番3（一部）、43番9（一部）、43番20（一部）、43番21（一部）
中村軒	京都市西京区桂浅原町60番1（一部）、60番10、100番2、100番5
吉村家（松雲荘）	京都市左京区松ヶ崎雲路町6番

(都市計画局都市景観部景観政策課)